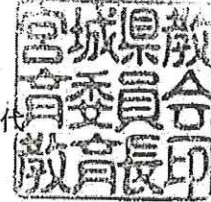




ス 第 107 号  
令和2年4月29日

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会  
教育長 伊東 昭代



新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長等について（通知）

本県の教育行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づく学校施設の使用停止（休業）について、御協力をいただき感謝申し上げます。

ほとんどの市町村においては、臨時休業の期限を特措法に基づく緊急事態措置の期限である5月6日（水）とされているところですが、学校再開等の判断にあたっては、国の緊急事態宣言の動向や知事からの要請内容に加え、県内や首都圏等における感染状況等を踏まえ判断する必要があるものと考えております。

県立学校においては、このことを踏まえ、学校や保護者等に対し直前の決定・通知とならないよう、現在実施している臨時休業について、当面、5月10日（日）まで延長することとしましたので、貴市町村におかれましても、管理下の学校・園での同様の対応について御協力をお願いします。

なお、5月11日（月）以降の県立学校の対応については、国の緊急事態宣言の方針等が示され次第、速やかに決定の上、お知らせします。



担当：スポーツ健康課学校保健給食班  
大宮司，大友

TEL 022-211-3666

FAX 022-211-3796

義務教育課指導班

千葉，滝野澤

TEL 022-211-3646

FAX 022-211-3691